

令和7年度 大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金 Q&A

（空き店舗等について）

Q 1 対象となる空き家店舗等は？

A 1 以下の①～③をすべて満たす必要があります。

①町内において、1か月以上使用されていないこと

②店舗兼住宅の場合、店舗部分と住居部分が明確に独立し、かつ店舗部分専用の独立した出入口を有すること

③売買契約又は賃貸借契約によること

〈空き店舗又は空き事務所の場合は、**①②**を満たすこと〉

①過去に事業の用に供されていたこと

②大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の物件でないこと

〈空き家の場合は、**③**を満たすこと〉

③過去に住居の用に供されていたこと

Q 2 空き店舗等の証明方法は？

A 2 電気、ガス、水道などの閉栓日（使用中止日）が確認できる書類等を提出してください。

（対象者について）

Q 3 対象者の要件とは？

A 3 次の要件を満たす個人又は法人になります。

- ・事業に必要な資格や許認可等を取得する見込みがあること

- ・事業を開始しようとする空き店舗等において、2年以上継続して営業する意思を有すること

- ・営業時間が通年及び週4日以上であり、かつ営業時間が1日5時間以上であること

- ・今後本町に転入する個人又は本店を移転する法人の場合、営業開始の日から2年以上本町に住所又は本店を有することが見込まれること

- ・空き店舗等の所有者と申請者との関係が同一世帯又は生計を一にする者若しくは2親等以内の親族でないこと

- ・空き店舗等の所有者と同一の法人等に属する者でないこと

- ・既に町内の店舗に出店している申請者が空き店舗等に出店する場合、町内の当該店舗が空き店舗とならないこと

- ・市町村税（法人等の場合は、法人等及びその代表者に係る市町村税）を滞納していないこと 等

Q 4 一度に複数の店舗を開業したいが、同時に申請できるか。

A 4 同時に複数店舗の申請はできません。当該年度に受けられる補助件数が1件までです。

（対象事業について）

Q 5 他の制度と併用できるか。

A 5 国、県が実施する同様の制度による補助金、助成金を受けていないことが条件となります。

Q 6 空き家だった家の売買契約が済んでおり、これから改修工事を行い、店舗とする予定であるが対象となるか。

A 6 対象となります。交付申請時に、売買契約書の写しの提出が必要になります。ただし、工事は交付決定後に着手してください。

Q 7 交付対象事業とは？

A 7 都市計画法に規定する市街化区域内において、空き店舗等を借り上げ(売買含む)実施する以下の事業が対象となります。

- ・小売業
 - ・飲食サービス業
 - ・生活関連サービス業
 - ・その他町長が認める事業
- ただし、以下の事業は対象外となります。
- ・風俗営業に係る事業、政治活動又は宗教活動を目的とする事業
 - ・空き店舗を専ら事務所、作業場又は倉庫として利用する事業

Q 8 通信販売業など対面せず行われる事業も対象となるか。

A 8 本補助金は、地域活性化＝まちなかに賑わいを生むことを目的としていることから、対面せず行われる通信販売やインターネット販売などの事業は対象外とします。

(対象経費について)

Q 9 外装・内装工事が対象となっているが、このうち内装については既に着手済みである。外装工事は未着手であるが、補助対象となるか。

A 9 交付申請の際に、外装工事が未着手であることを証明できる書類(写真等)を添付してください。なお、内装工事については、既に着手済みであれば補助対象外となります。

(申請手続き等について)

Q 10 補助金交付決定後、店舗の改修工事を進めているが、工事内容が変更となった場合はどうしたらよいか。

A 10 補助金額に変更が生じる場合、変更申請が必要になります。まずはご相談ください。

Q 11 補助金受領後、対象者要件に反する事由が発生した場合、どうしたらよいか。

A 11 内容によっては、補助金を取消し、返還を求める場合があります。事由が発生したら速やかにご連絡ください。

Q 12 営業を開始するのは、工事が全て完了してからでなければならないか。

A 12 営業開始の時期は、補助金の交付決定後、かつ実績報告の前である必要があります。実績報告の際に営業を開始したことを証明できる書類(写しでも可)を提出していただきます。